

福山市SDG s モニターツアー企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

福山市SDG s モニターツアー企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、市内の小学生・中学生とその保護者を対象に、市内でSDG s に先進的に取り組む企業・団体を知る機会やSDG s の取組に関する体験を提供し、SDG s への理解や関心を高めることを目的とする。あわせて、SDG s を効果的に学習・体験することができるモデルツアーを創出する。

3 委託期間

契約締結の日から2024年（令和6年）9月30日（月）まで

4 履行場所

福山市内

5 業務内容

本業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 内容

市内のSDG s に先進的に取り組む企業や団体を訪問するバスツアーの開催

(2) 開催年月日

2024年（令和6年）8月4日（日）

(3) 見学企業及び団体数

1ツアープログラムにつき、市内の企業及び団体をそれぞれ1件以上

(4) 見学対象について

市内のSDG s に先進的に取り組む企業及び団体

(5) 企画に当たっての留意事項

- ・参加者にSDG s の考え方や取組内容が十分に伝わるツアープログラムとすること。
- ・2件以上のツアープログラムを造成すること。
- ・ツアーは、日帰りとする。
- ・ツアープログラムの中で、訪問する企業又は団体のいずれかにおいて、SDG s に関する取組を体験する機会を設けること。
- ・参加者の移動手段は基本的にバスとすること。
- ・ツアーの発着場所、時間等については、適切なものとする。

(6) 参加者

- ・参加者の対象は、市内に居住している小学生又は中学生とその保護者とする。
- ・全体の参加者は60人程度とすること(小学生又は中学生1名につき、保護者1名の参加を想定)。
- ・参加者の人数は、基本的に各ツアープログラム同じ人数とすること。

(7) 参加者募集について

- ・参加者募集は、契約の相手方(以下「受注者」という。)が行う。
- ・参加者の選定については、福山市と協議を行い決定すること。

(8) 費用負担

- ・参加者の、居住地からツアーの発着場所までの交通費は、参加者負担とすること。
- ・参加者から飲食費及び体験料の実費相当と認められる必要最低限の料金を徴収し、受注者が債権者に支払うこと。なお、当該事業の委託料をその費用に充当しないこと。
- ・募集の際は、参加者から料金を徴収する旨を周知すること。
- ・参加費については、福山市と協議を行い決定すること。

(9) 広報

- ・ツアーの広報を行うこと。内容は、チラシ作成・配布やSNSでの発信等を想定しているが、他の提案を妨げない。(チラシの場合は、A4カラー両面、500部を想定。)

(10) モニターツアーの効果検証及び改善ツアーの企画について

- ・参加者に対してアンケート等を実施し、事業の効果や改善点等を把握すること。
- ・アンケートの内容は、事前に福山市と協議を行い決定すること。
- ・効果検証した結果に基づき、改善ツアーの企画書を作成し提出すること。

(11) 管理運営

- ・参加者の安全性の確保のために必要な体制を整えること。実施体制を作成し、福山市に提出して承認を受けること。
- ・ツアー実施に当たっては、事前に運行計画・実施計画を策定し、発注者及び関係者との連携を図り、ツアーの実施に必要な事項について調整を行うこと(会場・関係者調整を含む)。
- ・その他、安全かつ適切なツアー実施に当たり、必要な対策を講じること。

(12) その他

- ・感染症、悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費を本業務に係る経費とすることができるものとする。
- ・実施するプログラムは旅行業法の適用を受ける可能性があるため、受注者が旅行業の登録事業者でない場合、旅行業に該当する行為は旅行業の登録事業者に再委託を行うなど、法令等を遵守して本プログラムを実施すること。

6 成果物の提出

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、電子データで提出すること。なお、発注者の求めに応じて、適宜報告を行い、発注者の求めに応じて修正を行うこと。

ア 業務委託報告書

イ 参加者のアンケート集計結果及び効果検証

ウ 効果検証した結果に基づく改善ツアーの企画書

エ その他発注者が求めるもの

※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式又は Adobe 社の PDF (ファイル内の文字検索が可能なこと。) で記録すること。

(2) 成果物の内容は、福山市と協議の上で取り決めるものとする。

(3) 成果物は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承諾を得ずに社外での使用又は公表をしないこととする。

7 成果物の提出先

成果物の納入場所は、次の通りとする。

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局 企画政策部 企画政策課

8 実施体制

(1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

(2) 必ず責任者を置くこと。

9 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。

(2) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。

(3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

(4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

(5) 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）は、全て発注者に属するものとする。

(6) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作

権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するもの。

- (7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (10) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。